



## 特集

### Q & A

# よくある質問にお答えします

被保険者の方々から当組合に寄せられた健康保険法等に関するご質問について、まとめて掲載いたしますのでご利用ください。

#### Q1 退職後の手続きは？

**A** 退職した翌日が被保険者資格の喪失日になり、事業主は「健康保険被保険者資格喪失届」と保険証を5日以内に健康保険組合に提出することになります。保険証は速やかに事業主へ提出してください。

※保険証紛失の場合は「健康保険被保険者証減失届」を、被保険者の所在が不明等で保険証を回収不能の場合は「健康保険被保険者証回収不能届」を提出してください。

#### Q2 任意継続の手続きは？

**A** 健康保険の被保険者期間が、退職日（資格喪失日の前日）まで継続して2か月以上ある人は、退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に「任意継続資格取得申請書」等を当組合に申請しなければなりません。また、被扶養者がいる場合は、収入確認の証明として、「非課税証明書」等の書類が必要な場合があります。

任意継続の保険料については、当組合の前年の平均標準報酬月額（下表）か、退職時の標準報酬月額のうち低いほうになります。

※会社都合で退職した場合の国民健康保険料が、平成22年4月より軽減されています。お住まいの市区町村へ保険料の確認をして比較してください。

当組合の平成23年度の平均標準報酬月額

標準報酬月額	380,000 円
適用年月日	H23.4.1 ~ H24.3.31
一般保険料（月額）	32,300 円
介護保険料（月額）	4,560 円
合計（一般+介護）	36,860 円

#### Q3 どのような場合に任意継続の資格が喪失しますか？

**A** 任意継続被保険者は次のいずれかに該当するに至った日の翌日から、資格を喪失します。

- 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
- 死亡したとき。
- 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
- 被保険者となったとき。
- 船員保険の被保険者となったとき。
- 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

#### Q4 試用期間中の被保険者資格は？

**A** 事業主と被保険者との間に使用関係が常態として認められる人で、労働の対償として報酬を受けている資格があります。事業主は「健康保険被保険者資格取得届」を当組合に届け出ることになります。

#### Q5 報酬にはどのようなものが入りますか？

**A** 標準報酬月額のもとになる報酬には、給与、賃金、手当等の名称に関係なく、原則として、被保険者が事業主から労働の対償として受けるすべてをいい、通貨で支給されたものだけでなく、定期券のように現物で支給されたものも報酬に含まれます。

※海外勤務している場合は、日本の事業所から報酬を受けている部分のみを報酬として捉えます。なお、日本の事業所から報酬を受けていない場合は、事実上の事業主と被保険者との間に使用関係が消滅し、被保険者の資格を喪失することになります。

#### Q6 給与計算期間の途中で昇給等により固定的賃金変動した場合、どの時点を取算月として随時改定を行うのですか？

給与計算期間の途中で昇給等により固定的賃金変動した場合、どの時点を取算月として随時改定を行うのですか？

#### Q7 平成23年4月より追加された保険者算定とは？

**A** 変動した固定的賃金が日割り計算等で満額支給されない場合には、満額支給される月が起算月として随時改定を行います。

#### Q8 「被保険者資格取得届」の報酬について誤りがあった場合は、どのような手続きが必要ですか？

**A** 「被保険者資格取得届」の上段に赤色で（報酬月額訂正届）と記入し、誤りの報酬額は赤色、訂正した報酬額は黒色で記入し、当組合に届け出るようになります。